

松戸保健所疾病対策課あて  
FAX:047-368-0689 (送付票不要)

## 結核定期健康診断報告書

千葉県知事 様

令和 年

(千葉県松戸保健所経由)

健診年月 令和 年 月 分

報告年月日 令和 年 月 日

報告責任者 氏名

事業所・施設・学校の 名称及び所在地	TEL ( )				対象者種別	1 事業所従事者 2 施設入所者 3 学生 4 その他
実施者名	(事業所・施設・学校の長名)					
対象の区分	従事者	施設入所者	高校生	大学生等	説明	
対象者数					当該年度に健診を受けるべき対象者の数	
胸部X線間接撮影者数					間接撮影を行った者の数(健診車等で撮影)、デジタル撮影は直接撮影とする	
胸部X線直接撮影者数					間接撮影を実施せず、最初から直接撮影又はデジタル撮影を実施した者の数	
要精密検査者数					上記間接撮影または直接撮影の結果精密検査を指示された者の数	
精密検査実施者数					要精密検査者のうちX線直接撮影等の精密検査を実施した者の数	
喀痰(結核菌)検査者数					要精密検査者のうち、喀痰検査を実施した者の数	
被発見者数	結核患者数				定期健康診断により発見された結核患者数	
	結核発病の恐れがある者				精密検査の結果結核発病の恐れがあると診断されたもの	
未受診者数					【未受診の理由を記載】	

### 【記入上の注意】

- 1 報告責任者は、この月報の記載内容についての照会に応ずることができる者の氏名を記入すること。
- 2 「対象者種別」の欄は該当する者の数字を○で囲むこと。
- 3 「施設入所者」は、65歳以上の対象者について報告すること。
- 4 「高校生」、「大学生等」(専門学校生を含む)は、入学年度の対象者(新1年生)について報告すること。
- 5 対象者には実施者自身も含まれます。
- 6 X線健診車であってもデジタル撮影の場合は、「直接撮影」の扱いとすること。

法(抜粋)

(定期の健康診断)

**第五十三条の二** 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下この章及び第十二章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第十二章において「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(通報又は報告)

**第五十三条の七** 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。